

ト 六ヶ月以上日給四十日分

一 雇用手當ハ半

第一要求書

六ヶ月ニベニ賃料普て出せセヨロイ

口 半額賞與ヲ支給スル津

掛算給士賸ハロイ

ト 半二期一日又八日

其餘懲罰金等ハ半

支給スルロイ

四種間之半

ハ初回賃與ミ定額イニ基業ハ期台一月間ニ及ビハ

公務出張ハ総合ハ賃料二日分ヲ支給スルロイ

ハ 一週間以上ハ全額ハ半額ヲ支給スルコト

- 口 六ヶ月以上一ヶ月未滿日給七十日分
ハ 一ヶ月以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給四日分ヲ加算スル事
二、退職ノ場合ハ右半額ヲ支給スルコト
(以下條項ハ嘆願書ノ通り)

第二要求書

一、解雇手當之件

イ 二ヶ月以下ハ日給廿日分

ロ 二ヶ月以上六ヶ月未滿ハ日給四十日分

ハ 六ヶ月以上一ヶ月未滿ハ日給七十日分

ニ 一ヶ月以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給四日分ヲ増ス事
(以下ノ條項ハ第一要求書ノ通り)